

郵便による見積に関する留意事項

郵便による見積について、条件及び本留意事項をご確認のうえ、参加してください。

1 見積書（様式 1）

見積書は、様式 1 を使用します。

(1) 押印

法人又は個人の押印は不要とします。

(2) 日付欄

見積書の日付は、見積書を作成した日を記入してください。

(3) くじ番号記載欄

最高の価格での見積りをした者が 2 者以上あるときは、「くじ」により設置予定事業者を決定しますので、見積書の「くじ番号記載欄」に、あらかじめ任意の 3 桁の数字「000～999」を記入してください（「0」も記入が必要）。

なお、「くじ」の方法については、本留意事項 4-(2)をご確認ください。

2 無効な見積書

同じ者から 2 通以上の見積書が到着したときは、同見積を無効とします。

3 郵便により見積書を提出する者への注意事項

郵便により見積書を提出する者は、次の方法により見積書を提出してください。

(1) 見積書の封入

① 案件ごとに、封入してください。

② 封筒には、見積者の商号又は名称及び連絡先（電話番号）、案件名を明記の上、「見積書在中」と朱書きしてください。

(2) 郵送

見積書は、特定記録又は簡易書留等配達記録が残る方法を活用し、県が指定する日時までに到着するよう郵送（郵便料金は見積者負担）してください。

なお、提出期限必着とし、期限を過ぎて到着した場合は受理しません。

4 設置予定事業者の決定方法

(1) 原則

山口県会計規則第154条の規定に基づき定められた予定価格以上で最高価格をもって有効な見積書を提出した者を設置予定事業者とします。

(2) 最高の価格での見積りをした者が 2 者以上ある場合

最高の価格での見積りをした者が 2 者以上あるときは、「くじ」により設置予定事業者を決定しますが、その方法は次のとおりです。

① くじ番号

見積書には、くじを行う場合に備えて、見積書の「くじ番号記載欄」に、あらかじめ任意の3桁の数字「000～999」を記入します（「0」も記入が必要）。

なお、記入のない場合や1文字でも判別できない数字がある場合、当該数字は「0」に置き換えます（くじの辞退は不可）。

② くじの手順

ア 抽選番号の付与

見積者は、見積書の受領順に「抽選番号」を付与します。なお、見積書の到着日が同日の場合、見積書に記載された任意の「くじ番号」の小さい順に付与します。

なお、「くじ番号」が同値の場合は、商号又は名称の五十音順に付与します。

イ 当選番号の算出

最高の価格での見積りをした者が2人以上あるときは、最高の価格での見積りをした者の「くじ番号」を合計し、その合計を最高の価格での見積りをした者の数で除した「余り」を「当選番号」とします。

ウ 設置予定事業者の決定

「当選番号」と一致する「抽選番号」を保有する者を設置予定事業者とします。

エ 2順位以下の決定

設置予定事業者が何らかの理由により契約を辞退した場合に備え、あらかじめ2順位以下を決定します。

○ 「くじ」の例

1 例：A社、B社、C社による「くじ」

1 抽選番号の付与

見積書の到着順（A社→B社→C社）に「抽選番号」を付与

A社…0、B社…1、C社…2

2 当選番号の算出

各社が見積書に記載した「くじ番号」の和を求め、同額見積者数で除した余りを「当選番号」とします。

くじ番号：A社…592、B社…066、C社…483

$(592 + 066 + 483) \div 3 \text{ 者} = 380 \cdots \text{余り } 1 = \text{「当選番号」}$

3 設置予定事業者の決定

「当選番号1」と一致する「抽選番号1」を付与されたB社を設置予定事業者とします。

4 2順位以下の決定

設置予定事業者の「抽選番号1」に1を加算した数字と一致する「抽選番号2」を付与されたC社を2順位、残りのA社を3順位とします。